RI細則16.050.の規定により、地区大会において選出されたいかなる案件についても票決を求めることができ、投票できる資格をもつ選挙人の選出届を、以下のとおり提出していただきたくお願い申し上げます。

**選挙人選任届**

|  |
| --- |
| 国際ロータリー第2620地区 |
| 静岡 ・ 山梨 | 第 | グループ |  | ＲＣ |
| クラブ幹事署名 |  |
| 連絡先 | TEL |  |
| FAX |  |

RI細則16.050.1の規定により、貴クラブの地区大会における選挙人を下記の基準に基づき選出して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| **会　員　数** | **選　挙　人**注）この会員数とは、2019年7月のクラブ請求書記載の貴クラブの会員数です。各選挙人はそのクラブの会員で、選挙人が一票を投じるためには、地区大会に出席しなければなりません。 |
| 25人未満 | １名 |
| 25～37人 | １名 |
| 38～62人 | 2名 |
| 63～87人 | 3名 |
| 88～112人 | 4名 |
| 113人以上 | 5名 |

|  |  |
| --- | --- |
| 番　号 | 氏　　名 |
| 1 |  |
| 2 |  |
| 3 |  |
| 4 |  |
| 5 |  |

**提出期限：9月20日(金）**

**※ご記入の上、期日必着でご返送ください。**

**信 任 状**

この証明は2通作成してください。１通はクラブの記録に保管し、１通は資格審査委員会へ提出するため、地区大会1日目にご持参ください。

ロータリークラブ名：

日　付：

第2620地区　地区大会資格審査委員会　殿

国際ロータリーの細則の規定に準拠し、本クラブは下記の者を選挙人として選出いたしました。

選挙人氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. | 2. | 3. |
| 4. | 5. |  |

地区大会が開催される月の直前のクラブ請求書の期日現在の本クラブの会員数

（名誉会員は除く）は、　　　名でした。

会長署名　　　　　　　　　　　　　　　　 幹事署名

**国際ロータリー細則第16条16.050.1. 選挙人**

地区内の各クラブは少なくとも1名の選挙人を選び、それを証明し、そしてこれをその地区の年次地区大会および地区立法検討会（開催される場合）に送るものとする。会員数が25名以上のクラブは、25名ごとに1名、またはその端数が13名以上の場合、さらに1名の割合で選挙人を送る権利を有する。つまり、会員数が37名までのクラブは1人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が38名から62名までのクラブは2人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が63名から87名までのクラブは3人の選挙人を持つ資格を有する、というようになる。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。各選挙人はそのクラブの会員でなければならない。選挙人が1票を投じるためには地区大会または地区立法案検討会に出席するものとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会員数 | 37名/それ以下 | 38～62名 | 63～87名 | 88～112名 | 113名以上 |
| 選挙人の数 | 1名 | 2名 | 3名 | 4名 | 5名 |

**※原本を地区大会へご持参下さい。**